

生徒及び保護者の皆様へ

沖縄県立那覇工業高等学校
校長 外間 昌繁
(公印省略)

本県警戒レベル第4段階時における発熱や風邪症状がある生徒への対応について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃から、本校の教育活動の充実に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年4月12日から警戒レベルが第4段階に引き上げられました。このような状況にあっても、地域の経済活動が継続している場合、学校は感染対策を強化し学校教育活動を継続する必要があることから発熱や風邪症状を有する生徒等については、下記のとおり、医療機関を受診するよう、ご理解とご協力をよろしく願いいたします。

記

【発熱や風邪症状がある生徒等への対応】

- 1 発熱や風邪症状で学校を欠席、早退した場合は、**かかりつけ医や医療機関を受診して下さい。**
(県コールセンター：Tel098-866-2129)
- 2 受診の際には、「**再登校の基準**」については必ず**医師に確認**し、その指示に従って下さい。
(出席停止扱いになります)
※PCR陰性証明、治癒証明、診断書など証明書の提出は不要です。保護者からの電話連絡でお願いします。
- 3 医療機関を受診しなかった場合の**再登校基準**は、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも**72時間（3日間）**を経過していること

※対象期間等：地域の感染レベルが3の学校で期間は本県警戒レベルが第4段階終了までとする。

○継続した対応

次の①～⑤で出席停止になります。登校を控えて下さい。

- ① コロナウイルス感染症の感染が判明した者
- ② 感染者の濃厚接触者
- ③ 感染が疑われる者(濃厚接触者以外で症状があり検査を受けている者、学校内で感染者が発生し、濃厚接触者の特定までの期間、感染者と接触があったと思われる者で、学校長が出席停止を指示した者)
- ④ 発熱等の風邪症状が見られる者
- ⑤ 同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる者(同居の家族に症状がなくなれば登校は可能)、同居家族がPCR検査を受け、結果が陰性と判明するまで。